

# 大学における障害のある学生への合理的支援とその課題 —広島大学の事例から—

山本 幹雄<sup>1)</sup>, 岡田菜穂子<sup>1)</sup>, 山崎 恵理<sup>1)</sup>, 山本 陽子<sup>1)</sup>  
糸井 真帆<sup>1)</sup>, 坂本 晶子<sup>1)</sup>, 中野 聰子<sup>1)</sup>  
佐野(藤田)眞理子<sup>1,2)</sup>, 吉原 正治<sup>3)</sup>

キーワード：障害学生, ICT (Information Communication Technology), アクセシビリティ, 支援者

Study of reasonable accommodations for students with disabilities on campus

Mikio YAMAMOTO<sup>1)</sup>, Nahoko OKADA<sup>1)</sup>, Eri YAMASAKI<sup>1)</sup>, Yoko YAMAMOTO<sup>1)</sup>  
Maho ITOI<sup>1)</sup>, Akiko SAKAMOTO<sup>1)</sup>, Satoko NAKANO<sup>1)</sup>  
Mariko SANO(FUJITA)<sup>1,2)</sup>, Masaharu YOSHIHARA<sup>3)</sup>

Key words: students with disabilities, ICT (Information Communication Technology), accessibility, supporter

## I. はじめに

我が国は2014年1月20日、障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 以下、障害者権利条約) に批准し、同年2月19日より同条約の効力が発生した<sup>1)</sup>。国内でも、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）が制定されるなど、障害者制度改革が進められている。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮について、行政機関等に対しては義務、事業者等に対しては

ては努力義務を課しており、大学においても障害を理由とするアクセシビリティに関する合理的配慮が求められることになる。このため、近年顕著に障害のある学生（以下、障害学生）への合理的配慮やアクセシビリティ担保のための取組みに対する関心が高まっている。大学教育におけるアクセシビリティとしては、教室等の施設・設備に関する物理的アクセシビリティや、教材等の情報アクセシビリティだけでなく、多様な教育資源に対するアクセスと学習機会を担保することが重要になる。しかしながら、大学で学ぶ学生層は多様化しており、視覚や聴覚や運動機能の障害だけではなく、脳の機能障害や精神疾患、特定疾患や内部障

1) 広島大学アクセシビリティセンター  
2) 広島大学総合科学研究院  
3) 広島大学保健管理センター

1) Accessibility Center, Hiroshima University  
2) Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University  
3) Health Service Center, Hiroshima University

害等、多様な障害や不自由に起因する修学上の困難が知られるようになってきている。また学部学生だけでなく、大学院生や社会人学生や留学生の中にも配慮や支援が必要な学生が増えてきている。大学における障害学生の支援ニーズは多様化傾向にあるといえる。障害学生支援の文脈は、視覚情報や音声情報に関する情報アクセシビリティ、動作・操作の介助やバリアフリー対応等の物理的アクセシビリティ、コミュニケーションや社会的スキルに関する配慮や、性別の取り扱いに関する配慮、医療的ケアや精神的ケアに関する配慮など多岐に渡っている。多様化する障害学生の支援ニーズに対して、アクセシビリティを担保していくためには、過重な負担無く実施することが出来る合理的な支援の選択肢を増やしていく必要がある。現時点で対応できている支援内容に関しても、経済的負担や人的負担が大きな支援内容に関しては、見直しが必要である。

日本学生支援機構が全国の大学等（大学・短期大学・高等専門学校）に対して行っている実態調査の平成25年度の報告書（以下、実態調査）<sup>2)</sup>によれば、全国の大学等に在籍する障害学生の数は13,449人で全学生に占める割合は0.42%、支援障害学生（学校に支援の申し出があり、それに対し学校が何らかの支援を行なっている障害学生）

の数は7,046人で全学生に占める割合は0.22%であった。支援障害学生の数は年々顕著に増加しており<sup>3)</sup>、特に発達障害や病弱・虚弱、精神疾患等、従来は、障害学生支援の対象として議論されることが少なかった障害種の支援障害学生の増加が著しく、増加傾向は今後も続くものと考えられる。本稿では、便宜上、視覚・聴覚・言語・肢体不自由に関する支援ニーズのことを「従来型ニーズ」と呼び、これら以外の支援ニーズの「潜在型ニーズ」と呼ぶことにする。

本稿では、広島大学の取り組みを事例として取り上げ、大学における障害のある学生に対する合理的な配慮・調整・支援の課題について整理する。

## II. 高等教育における支援ニーズの推移

日本学生支援機構の実態調査の報告書<sup>3)</sup>をもとに、高等教育機関における近年の支援ニーズの傾向を整理する。図1に、従来型ニーズ（視覚障害、聴覚・言語の障害、肢体不自由）に関する最近5年間の支援障害学生数の推移、図2に、潜在型ニーズ（発達障害、重複、病弱・虚弱、その他の障害）に関する最近5年間の支援障害学生数の推移を示す。

図1・図2は、比較のため、実態調査のデータ

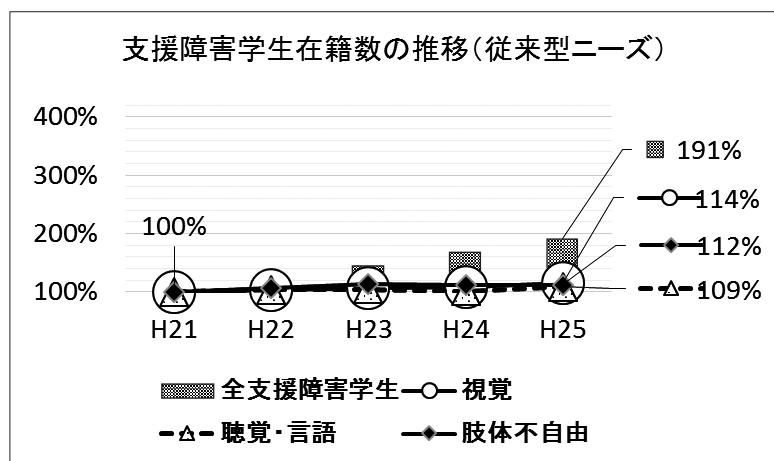


図1 障害別・支援障害学生数の推移（従来型ニーズ）  
(出典：日本学生支援機構実態調査2009-1013)

をもとに、平成21年度の障害種別の支援障害学生在籍率（＝支援障害学生数÷全学生数×100%）を100としたときの、各年度の障害種別の支援障害学生在籍率をプロットしている。視覚障害に関しては、H25年度までに、H21年度比で14%の増加があり単調増加の傾向が見られるが、聴覚・言語の障害、肢体不自由に関しては、H24年度に数%の減少があり、H25年度までに、H21年度比でそれぞれ、9%，12%増にとどまっている。従来型ニーズに関しては、ゆるやかな増加傾向は見られるものの、安定傾向にある。広島大学においても従来型ニーズは安定傾向にあり、支援を申請している学生の在籍数は、最近10年間は、視覚・聴覚の障害に関するものが5名前後、肢体不自由に関するものが6名前後で安定している。

病弱・虚弱に関しては、H25年度までに、H21年度比で120%の増加があり、重複障害に関しては111%の増加、発達障害に関しては、324%の増加、その他の障害（精神疾患・精神障害、慢性疾患・機能障害、知的障害等）に関しては、310%の増加があった。潜在型ニーズに関する支援障害学生の顕著な増加が最近の傾向であり、この傾向は当分続くものと考えられる。

広島大学においてもここ数年、潜在型ニーズに関する支援申請が顕著に増加しており、H26年度

の申請は、従来型ニーズ14名に対して潜在型ニーズ12名である。広島大学における潜在型ニーズによる支援申請においても、発達障害や精神疾患による申請の増加が顕著であるが、内部障害や特定疾患などこれらに含まれない障害種の数も増えており、潜在型ニーズの障害種は多様化傾向にある。三宅ら<sup>4,5)</sup>によれば、2009年4月から2010年6月までに保健管理センターのメンタルヘルス相談を利用した発達障害のある学生は53例あり、2009年から2011年にかけて保健管理センターが新入生に対して実施したスクリーニングでは、全新入生の2%程度が抑うつや希死念慮の徵候を示し、入学時に問題なしと判断された学生の中にも学生生活の中で問題が生じ保健管理センターを利用する学生がいたことを報告している。学生支援やチューター（教員）が把握している学生、学内で心理カウンセリングを利用している学生等、障害学生支援申請には至っていないが、潜在している支援ニーズは、支援申請者の数倍にのぼるものと考えられる。図3、図4は、最近5年間の中学校における支援障害学生数の推移と大学等における支援障害学生数の推移を、従来型ニーズと潜在型ニーズのそれぞれで比較したものである。中学校における支援障害学生数は、文部科学省が行なっている最近5年間の「学校基本調査」<sup>6)</sup>およ

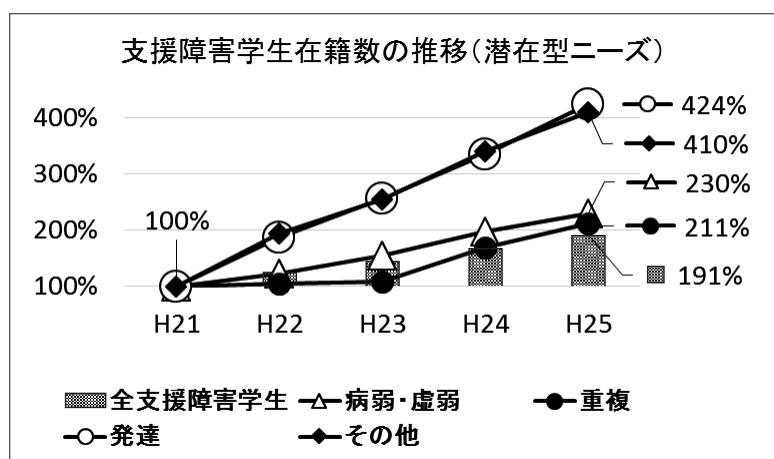


図2 障害別・支援障害学生数の推移（潜在型ニーズ）  
(出典：日本学生支援機構実態調査2009-1013)

び「通級による指導実施状況調査」<sup>7)</sup>の結果を元に、特別支援学級の学生数+通級による指導を行なった学生数+特別支援学校の学生数を合計したものを、各年度の中学生数で規格化して算出した。中学校における従来型ニーズの支援障害学生数は、ゆるやかな増加は見られるものの全学生に閉める割合は0.13%程度で推移している。大学等における従来型支援ニーズの支援障害学生在籍率

0.9%との差は僅かながらも縮まりつつあり、大学等における従来型支援ニーズは、在籍率として飽和状態に近づきつつあるものと考えられる。

潜在型ニーズ（知的障害を除く）では、中学校における支援障害学生在籍率1.06%であり、大学等における支援障害学生在籍率0.13%とは大きな開きがある。潜在型ニーズの中には、不自由や困難が年齢や社会的技能の習得とともに緩和されて

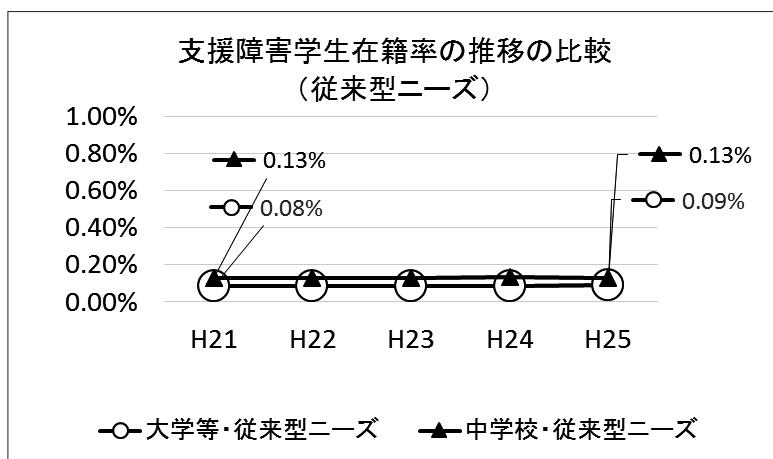


図3 支援障害学生数（従来型ニーズ）の推移の比較

(出典：日本学生支援機構実態調査2009-1013、文部科学省学校基本調査2009-2013、文部科学省通級による指導実施状況調査2009-2013)

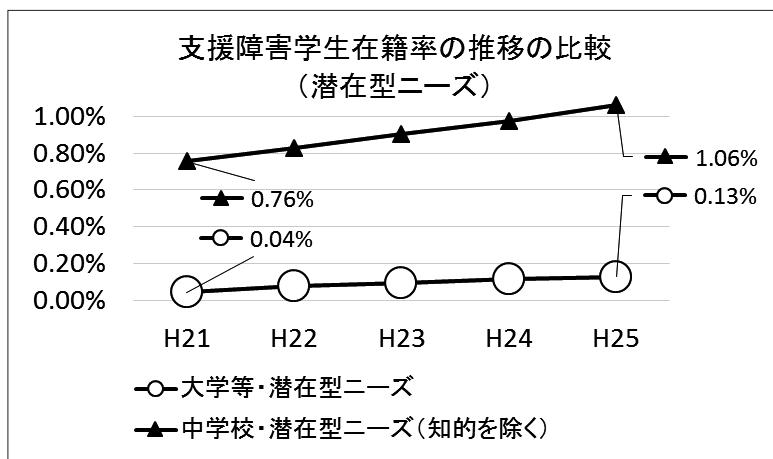


図4 支援障害学生数（潜在型ニーズ）の推移の比較

(出典：日本学生支援機構実態調査2009-1013、文部科学省学校基本調査2009-2013、文部科学省通級による指導実施状況調査2009-2013)

いくものや、18歳以降の発症リスクが高いものもあることから、現在の中学校における支援障害学生在籍率が、そのまま数年後の大学における支援障害学生在籍率の姿を映しているとは言えないが、大学における潜在型ニーズに起因する支援障害学生数は、今後も顕著に増加する可能性が高いといえる。

図5に支援障害学生数の障害種別比の推移を示す。支援障害学生の総数は、平成21年度が4,137人、平成25年度が7,046人である。

支援障害学生に占める、潜在型ニーズ（病弱・虚弱+重複+発達+その他）の割合は、平成21年度は30%程度であったが、平成23年度から50%を超え、平成25年度には58%まで上昇している。潜在型ニーズにおいて増加が特に顕著なのは、「発達」と「その他」の障害に含まれる精神疾患・精神障害（H24年度：1,941人→H25年度：2,637人※H23年度以前は、その他の障害の内訳は不明）である。

支援の申請に至るケースとしては、潜在型ニーズが占める割合は広島大学では未だ40%から50%程度であるが、広島大学でも発達障害や精神疾患に関する申請が顕著に増えており、支援の申請に至らないケースで大学側が何らかの対応を行なっているものを含めると、その比率は58%を大きく

超えるものと考えられる。

### III. 広島大学における支援制度と合理的支援の課題

広島大学では、「すべての学生に質の高い同一の教育を保障し、評価の公平性を担保する」ことを基本方針とし、障害学生に対する修学支援に積極的に取り組むとともに、「教育の一環としての支援」を理念に掲げ、制度・物理・情報・心理に関するアクセシビリティの合理的な配慮・調整・支援の取組みを進めてきた<sup>8)</sup>。ここでは、支援の合理性という観点から広島大学でのアクセシビリティに関する支援の取組について整理するとともに、合理的支援の課題について言及する。

「障害者権利条約」では、「合理的配慮（reasonable accommodation）」を「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義している。合理的配慮の調整にあたっては、「必要かつ適当な変更とはどのような内容か？」「特定の場合とはどのような場合か？」「均衡を失さない過度の負担を課さない範囲とはどのようなも

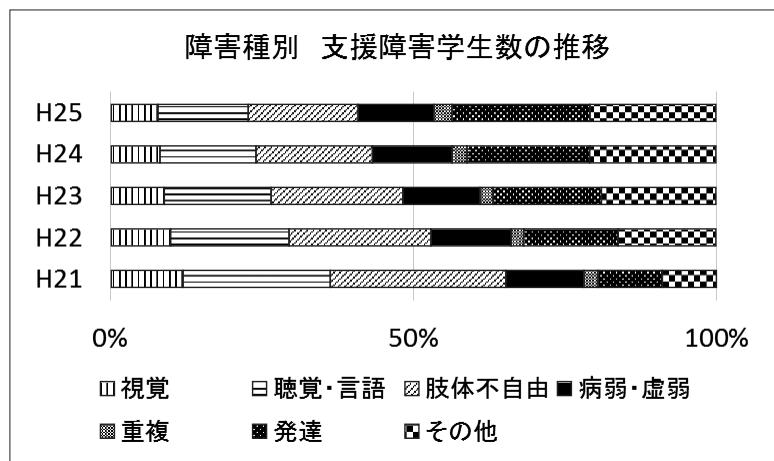


図5 支援障害学生の障害種別内訳の推移

(出典：日本学生支援機構実態調査2012)

のか？」が議論の対象となり、議論の前提としては「他の者との平等を基礎とした合理性」および「配慮に伴う負担の合理性」が必要になる。厳密な議論を行なうためには数値化が必要になるが、現時点では数値的な基準はどこにも示されていない。したがって、合理的配慮の調整においては、如何にして関係者間の合意形成を図るかが重要な課題となる。

一般に、大学がアクセシビリティ支援を行う合理的な根拠としては、「法的な根拠」「医学的な根拠」「教育的な根拠」「モラル的な根拠」「経済的な根拠」等が考えられる<sup>9)</sup>。「法的な根拠」は、法律に加えて、学内規則やガイドライン等がこれにあたる。「医学的根拠」は、障害や不自由があることの科学的根拠を示すもので、これを示す資料としては、医師の診断書等がこれにあたる。「教育的根拠」は、支援を行うことの教育上の理由を示すもので、支援を行うことによる教育的成果を明らかにする必要がある。「モラル的な根拠」は、支援を行うことの正当性を問うもので、支援の内容や程度が公平性の観点から適当であることが求められる。「経済的な根拠」は、対費用・対負担効果を問うもので、支援や配慮を行う方が運営上円滑であるような場合等もこれに該当する。

個別の学生に対して特別な配慮・調整・支援を行う場合、特別な配慮・調整・支援が公平で合理的であることを明らかにする必要がある。しかしながら、現時点では、多様な個別の事案に対して、「教育的な根拠」「モラル的な根拠」「経済的な根拠」の全てを最適化するガイドライン等の「法的根拠」を用意することは難しいため、合意形成には「教育的な根拠」「モラル的な根拠」「経済的な根拠」の議論が必要になる。

多角的な根拠に基づき、多様な関係者間の合理的な合意形成を図るためにには、合意形成を円滑に運ぶメカニズムが必要になる。一般に配慮・調整・支援の実施に至るまでの工程には、①配慮・調整・支援の申し出②配慮・調整・支援の必要性に関するアセスメント③本人および関係者の合意形成④配慮・調整・支援の手配 ⑤配慮・調整・支援の実施、の各段階がある。

従来型ニーズの場合、入試の段階で特別措置申請があり、不自由や困難の所在と必要な配慮が明瞭であることが多いため、このような段階を経た手続きが円滑であることが多いが、潜在型ニーズの場合、入試の段階では特別措置申請は無いが入学後直ちに配慮を要するケースや、入学後の学生生活を経て困難や不自由が顕著になるケース、入学後に発症するケースなど様々なケースが含まれるため、配慮・調整・支援の実施に至るまでの工程に柔軟性が求められることになる。

実際に広島大学では、支援の実施に至るまでの工程がどのように運用されているかについて、以下で述べる。

### 広島大学における支援申請制度

広島大学では、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」を定め、「障害学生」を、「身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。」と定義し、支援の申請については、「支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。」「支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。」と定めている。障害があることを示す客観的資料として、広島大学では、①障害者手帳の写し②医師の診断書③センター試験における受験特別措置決定通知書の写し、のいずれかの提出を原則としているが、①②③の提出ができない場合は、④医師の所見⑤出身高校教員の所見⑥本学のチューターの所見、等で代替する場合がある。支援申請に用いられるこれらの客観的資料の特徴と課題について整理すると、以下のようになる。

- ①②③のような資料は配慮・調整を行なう際の法的根拠・医学的根拠になる資料として適当であるが、適当な配慮・調整の内容までは記載内容から特定することは出来ない。
- ④⑤⑥のような書類の場合は、法的根拠・医学的根拠に弱いが、修学上の不自由や困難の内容に沿った内容であることが多いため、記

載内容から必要な支援の内容が特定しやすいという特徴がある。

- ①②③を所持している学生と比較して、④⑤⑥の提出で代替している学生のケースの方が必要な配慮・調整内容としては軽微な場合が多いが、不自由や困難の内容は軽微ではない場合がある。
- 法的根拠・医学的根拠やモラル的根拠に乏くとも、教育的根拠・経済的根拠（配慮すべきかどうかは明らかではなくても、配慮した方が教育的・運営的に円滑である等）が明らかである場合もある。

いずれにしても①②③④⑤⑥のような資料のみでは、合理的な配慮・調整・支援の内容が自明ではない場合が少なくない。支援申請の前後で、支援ニーズに関する十分なアセスメントを行うことが可能であれば問題ないが、入学当初の速やかな対応を可能とするためには、申請時に提出する①②③④⑤⑥のような一次資料の質を保障する基準や、これらを補う追加資料の必要性についても議論しておく必要がある。広島大学では、多様なケースが想定されることから、これまで申請の様式については、特に定めてこなかったが、申請後に必要となる情報や手続きに関しては、支援申請時に確認できるよう制度設計しておく必要がある。

### 広島大学における合意形成と「合格後相談」

支援の必要性を評価するアセスメントプロセスとして、広島大学では、支援申請者に対して「合格後相談」を行っている。「合格後相談」はアセスメントが主たる目的であって、合意形成を目的とはしていないが、配慮・調整・支援に関する大きな方向性に関して合意形成がなされる。

「合格後相談」は、障害学生の所属学部・大学院・専攻科（以下、所属学部等）が召集・開催する。「合格後相談」には、本人、所属学部等の支援委員（アクセシビリティセンター会議の委員）および学生支援担当職員、アクセシビリティセンターの教職員（通常、教員とコーディネーターが出席）が原則出席し、必要に応じて、教養教育担当の支援委員および学生支援担当職員、保護者等

が出席する。合格後相談が開かれるケースのほとんどは、入試の特別措置申請を含め支援申請前に事前相談があり、アクセシビリティセンターで申請の要・不要について簡単なアセスメントを経て申請に至ったケースであり、合格後相談におけるアセスメントも円滑であることがほとんどであるが、制度上は、必ずしも事前の相談を必要としていないため、事前の相談なく申請が行われるケースも想定しておく必要がある。

個別の授業における配慮・調整・支援については、授業担当教員との合意形成が必要になる。通常、「合格後相談」の内容を受けて、アクセシビリティセンターの助言と本人の合意のもとに「配慮願い」が作成され、当該学部等の支援委員から、授業担当教員や関係教職員にその内容が周知される。「配慮願い」の内容が合理的であれば、配慮・調整は円滑になる。潜在型ニーズにおいてはその配慮内容が個別のケースに強く依存し、関係者の困難や不自由に対する細やかな理解が特に重要なとなるケースが多いため、「配慮願い」の内容と周知の範囲がより重要になってきている。広島大学では、平成27年度から4学期制の学年暦に移行する。「合格後相談」を実施する前に「配慮願い」を周知する必要があるケースも増えてきており、今後の潜在型ニーズの顕著な増加や学年暦や教育内容の変化に柔軟に対応していくためには、合意形成や調整の工程を見直す必要がある。

### 広島大学における配慮・調整・支援とその課題

ここでは、広島大学で行っている配慮・調整・支援とその課題を整理する。表1に広島大学で実施している主な配慮・調整・支援の内容を示す。

表1の教職員の配慮①②③④は、支援委員から当該教職員に対して送付された「配慮願い」の内容に応じて、授業中や行事や手続きの際に実施している配慮である。潜在型ニーズの増加に伴い、表1の②③に関する配慮が増加しており、当該教職員から支援委員またはアクセシビリティセンターへの問い合わせも②③に関する内容が増えている。

表1の主な支援内容は、主にアクセシビリティ

表1 広島大学における主な配慮・調整・支援内容

教職員の配慮	①板書・配布資料・教材のアクセシビリティ配慮(フォント・拡大・事前提供 等)／ ②話し方・コミュニケーション配慮／伝達事項配慮(事前掲示 等)／支援用マイクの使用／ ③座席配慮／体調不良時・途中退出への配慮／個別相談対応／履修相談対応 ④支援技術活用への配慮／支援者(ノートタイマー等)への配慮／移動円滑化配慮
主な支援内容	⑤リアルタイムの情報保障(筆記通訳, 手話通訳, 音訳 等)／ ⑥教材に関する情報支援(拡大, 点訳, 電子データ化, 字幕 等)／ ⑦筆記・記録に関する支援(代筆, 録音, 録画 等)／ガイドヘルプ ⑧音声分岐／映像分岐／支援機器の貸与(補聴システム, タブレット端末, 車いす 等)／ ⑨定期面談／就労移行相談
主な調整内容	⑩試験の特別措置(時間延長, 問題用紙の拡大・点訳, パソコン受験 等) ⑪手続き(履修登録 等)の個別相談／健康診断の個別対応／受講の抽選免除

センターが当該部局に支援リソース（ノウハウ, 支援機器, 支援者）を提供しているもので、表1 ⑨の定期面談就労移行相談は、潜在型ニーズを中心に需要増加が顕著である。

表1 ⑤⑥⑦のような支援では、どのように人材を確保するかが課題になる。学内の学生が⑤⑥⑦のような支援を行う場合、当該時間が空き時間（授業などの他の予定が入っていない時間）である必要があるため、空き時間が少ない学生や、支援を必要としている学生と同じスケジュールで動いている学生は、空き時間と支援のマッチングは難しい。また、高度に専門的な内容の授業や外国語で行なわれる授業に対応できる学生の確保は容易ではない。広島大学では、アクセシビリティリーダー育成プログラムを中心として学内における教育・人材育成に力を入れてきており、これまで、アクセシビリティに関する人材育成と人材活用を学内で並行して進めることができてきた。しかしながら、留学やインターンシップや特定プログラム等、在学中に挑戦できるプログラムが増えたこともあり、アクセシビリティリーダーを志す学生のスケジュール上の制約も増えてきている。本部がある東広島キャンパスでは、教養教育をはじめとして多様なスケジュールで動いている学生が多く学んでいるため、支援を行う学生（支援学生）の確保は、比較的容易であるが、医歯薬がある霞（広島市内）キャンパスや法経の夜間主がある東千田（広島市内）キャンパスでは、空き時間の調整が難しく、支援学生の確保は困難な現状がある。同キャンパス内であっても、他学部で支援を行なう場

合には、移動時間が問題になるケースがある。また支援学生が無理をしないように配慮することも必要であり、予定していた学生が当日急遽派遣できないケースも想定しておく必要がある<sup>10,11)</sup>。場所と時間を限定する教室への支援学生の派遣には、このように様々な制約が介在するため、支援者を派遣できない「派遣リスク」や支援者の技術不足や専門的内容への知識不足などの「質的リスク」に備えて可能な代替策を用意しておくことが重要である。

表1の⑧に関わる支援は、ICT (Information Communication Technology) の進歩によりその導入の合理性は年々高くなっている<sup>12)</sup>。特に弱視や難聴のある学生に対しては、映像や音声の分岐が効果的であるケースが多いだけでなく、映像や音声の分岐により、⑤⑥⑦のような人的支援が不要になるケースも少なくない。

需要増加が顕著な表1 ⑨の定期面談には、アクセシビリティセンターが行う修学支援に関する定期面談、保健管理センターが行う心理カウンセリング、チューターや指導教員が行う履修面談等がある。アクセシビリティセンターでは、潜在型ニーズの増加に伴い、平成24年度から、それまで随時対応してきた相談対応を予約制に切り替え、予約制の面談に加えて定期面談を導入した。面談の目的は修学状況の確認、スケジュール確認、支援の調整、就労移行相談等であり、学内外の関係部局・関係機関で行なわれている面談と連動して定期面談を行なうケースもある。アクセシビリティセンターでは、2名の支援コーディネーターが中心に

なって面談対応を行なっており、原則、面談時は支援コーディネーター1名を含む、2名以上のスタッフが同席して対応することにしている。

表1⑩⑪のような特別対応を行なうためには、特にその合理的理由が必要である。広島大学では、従来型ニーズを想定して作成された申合せ「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」に準拠して、潜在型ニーズにおける試験特別措置も対応している。初めて特別措置申請を行う際に、アクセシビリティセンターで特別措置の必要性と可能性についてアセスメントを行ない助言や調整を行っているため、大きく混乱することは少ないが、制度上は、アクセシビリティセンターを介さずに特別措置申請を行うこともできる。特に、潜在的ニーズでは、特別措置対応の事例の蓄積も少ないため、潜在型ニーズも想定した試験特別措置のガイドラインは未だ整備できていない。このため潜在型ニーズにおける試験特別措置制度の運用は、学生と授業担当教員の合意形成に委ねられる部分が大きくなり課題となっている。表1⑩⑪のような調整には、合理的理由に基づく判断が必要になる。潜在型ニーズにおける調整の事例蓄積と事例分析が急務であり、特に評価に関わる調整においては、「モラル的根拠（公平性）」「教育的根拠（教育成果）」「経済的根拠（運用可能性）」に基づく、従来型ニーズと潜在型ニーズを網羅するある程度詳細な「法的根拠（ガイドライン）」の整備が必要である。

#### IV. まとめと考察

Ⅱで整理したように、大学における視覚や聴覚や運動機能の障害による従来型ニーズは、学生数で見る限り、全体としては飽和状態に近づきつつあるものと考えられる。しかしながら、その飽和値も、在籍率でみると0.1%程度（1,000人あたり1人）であるため、各大学の在籍者数は、例えば1,000人規模の大学であれば、1人も在籍していない年度もあれば、2人在籍する年度もあるというように、その揺らぎ（年度毎の変化）は大きなものになる。従来型ニーズに対する支援には、人的リソース（通訳者、介助者、技術者等の支援者）

を多く要するものが含まれる。量的・質的に一定水準の支援リソースを維持するためには、量的・質的にも一定水準の利用ニーズがあることが必要である。また人的支援においては、人材の確保だけでなく手配に関わるリスクマネジメントが必要になる。人材確保や手配のための時間的・物理的・技術的制約が大きくなれば、それだけ手配は難しくなり、リスクも大きくなる。絶対量の揺らぎが大きな支援ニーズに対しては、人材や技術や支援機材といった支援リソースの維持し有効活用できるかが今後の課題となる。

潜在型ニーズは、今後も増加の一途をたどるものと考えられる。従来型ニーズから潜在型ニーズへと障害学生支援の比重が移ってきたことからも分かるように、障害の有無や支援対象の線引きを行なうことは困難であり、障害種別の議論だけでなく、今後は、困難や不自由の内容や程度に基づく議論、多様な全ての学生を想定した議論が必要である。特別なニーズの範囲を特定することが難しい以上、一般的なニーズと連続的に特別なニーズを議論する必要がある。

合理的な配慮・調整・支援の合意形成において、紛糾があるとすれば、「モラル的根拠」および「経済的根拠」に関する合意の部分が想定される。現時点では、多様な全ての学生を想定した合理的支援の詳細なガイドラインが策定されることは期待できないため、当面は、支援ニーズに関するアセスメントを含む合意形成の在り方がより重要になるものと考えられる。「モラル的根拠」の合意を円滑にするためには、個別のケースにおける合理的判断の事例蓄積が必要であり、「経済的根拠」の合意を円滑にするためには、過重な負担なく実施可能な合理的支援の選択肢を増やしていくことが必要である。

選択可能な支援リソースを安定確保し必要に応じて供給するためには、安定した支援需要があることが必要である。学内資源には限りがあり、また学内の支援需要は年度によって不安定である。安定した支援需要を前提とした議論を行なうためには、他大学や地域に議論のスケールを広げる必要がある。このため大学間ネットワークの構築の

必要性が指摘されているが、本稿で指摘してきた課題に対応するためには、大学間連携だけでは十分ではない可能性がある。

配慮・調整・支援の内容が合理的であるかどうかは、その時その場所で可能な配慮・調整・支援の内容に依存する。特に都市部と地方では、大学数だけでなく地域で利用可能な支援リソースの内容にも隔たりがあり、地方の実情に合わせた方法論の修正、いわば支援のローカライズが必要になるものと考えられる。地方では、大学数も少ないため、大学間連携を構築しても、地域における支援リソースを一定水準で維持できない可能性もある。広島大学では、地域の教育機関における支援需要と地域全体の支援リソースの安定的均衡を図ることを目指して、大学に加えて小中高を含む地域の教育機関の連携ネットワークの構築を進めている。小中高大の連携ネットワークの構築は、支援需要の集積と地域における支援リソースの育成を図る目的があるが、小中高大を貫くノウハウ共有や情報共有の意義は大きい。

人的リソースの安定的確保においては、人的支援に伴う負担と制約を軽減していくことが重要である。積極的なICTおよびネットワーク技術の活用は、支援のユビキタス化（遍在化・可搬化）による支援に伴う移動や時間の制約の緩和、支援技術のコモディティ化（汎用化）による支援者の支援スキルに関する制約を緩和する。広島大学で計画している支援のユビキタス化のイメージは、学生が持ち歩くタブレット端末とアクセシビリティセンターをクラウドを介してつなぎ、インターネットを介して筆記通訳や音訳や音声分岐・映像分岐などの支援を行うことで、時間的・物理的な制約に関わる制約解消を図るものである。支援のコモディティ化は、特別な技術を要する特別な支援者への依存度を下げる目的として行うものであり、例えば、広島大学では、音声認識技術の積極的活用により、通訳技術のコモディティ化を図っている。支援のユビキタス化やコモディティ化は、通訳者等の支援者確保が困難な場合や、予定した支援者が病欠などで予期せず配置できない場合のリスクヘッジにもつながる。

本稿では、日本学生支援機構の実態調査および文部科学省の調査結果を元に、支援障害学生の在籍率について、従来型ニーズと潜在型ニーズのそれぞれの推移について整理するとともに、広島大学における合理的支援の制度と内容を整理し、従来型ニーズと潜在型ニーズにおける合理的支援の課題について言及した。合意形成の手続きが円滑に進まないケースや支援者が確保できないケース等を想定しておく必要があり、多様な全ての学生を想定した合理的配慮の議論が必要である。地域連携による支援のローカライズやICTの積極的活用によるユビキタス化・コモディティ化は、過重な負担なく可能な合理的支援の選択肢を増やしていくための方法論の1つであるが、実現までには、時間を要する内容も少なくない。合理的支援を可能としていくためには、合理的支援に介在する実施リスク（合意形成や支援者手配の不調等）を想定した対応策が必要であり、長期的な視点にたった支援のローカライズやコモディティ化等の積極的なリスク回避の取組みが必要である。

## 文献

- 1) United Nations: Convention on the Rights of Persons with Disabilities. 2006.
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. 2013.
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. 2009, 2010, 2011, 2012, 2013.
- 4) 三宅典恵、岡本百合、黒崎充勇、他：大学メンタルヘルスにおける発達障害について（1）。総合保健科学, 27: 9-14, 2011.
- 5) 三宅典恵、岡本百合、神人蘭、他：大学新入生のうつ傾向に関する検討. 総合保健科学, 29: 7-11, 2013.
- 6) 文部科学省：学校基本調査, 2009-2013.
- 7) 文部科学省：通級による指導実施状況調査, 2009-2013.

- 8) 佐野(藤田)真理子・山本幹雄・吉原正治(著)：大学教育とアクセシビリティー教育環境のユニバーサル デザイン化の取組みー, 広島大学大学院総合科学研究科 (編集), 叢書インテグラー007, 丸善株式会社, 2009.
- 9) Jane K. Seale: E-Learning and Disability in Higher Education - Accessibility research and practice, Routledge, 2006.
- 10) 山本幹雄, 近藤邦子, 佐野(藤田)真理子, 他: 大学における障害学生就学支援ボランティアの育成. 総合保健科学, 18 : 67-72, 2002.
- 11) 岡田菜穂子, 山本幹雄, 山崎恵里, 他: 大学における「アクセシビリティ支援者」の派遣とその課題ー広島大学の事例よりー. 総合保健科学, 30 : 83-91, 2014.
- 12) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 佐野(藤田)真理子, 他: 大学における障害のある学生への Accessible Information Communication Technology (AICT) を活用した修学支援の方法とその課題ー広島大学の事例ー. 総合保健科学, 29 : 79-86, 2013.